

## 障害者自立支援法に基づく施設・事業所の設置基準等を定める条例の制定について

平成 24 年 7 月 24 日

島根県障がい福祉課

## 1 趣旨

国の地域主権一括法が公布され、法令により地方自治体に一定種類の活動を義務づけた  
り、地方自治体の活動に対して手続きや判断基準の枠付けを行う「義務付け・枠付け」の  
見直しや「条例制定権の拡大」、「権限委譲」が行われました。

一括法により、これまで国が定めていた社会福祉施設などの設置基準等を県条例で規定  
することとなりました。

これを受け、障害者自立支援法に基づき、新たに次の 6 件の基準について、条例を制定  
することになります。なお、条例の施行日は平成 25 年 4 月 1 日を予定しています。

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- 障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
- 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

## 2 条例制定に当たっての法令上の考え方

県が、条例で基準を定めるに当たっては、下表の区分に応じ、厚生労働省令で定める「基  
準に従い」、「標準とし」、あるいは「参酌して」定めることとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の標準を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法
基準の内容 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員配置基準</li> <li>・ 居室面積基準</li> <li>・ 人権に直結する運営基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記以外の事項</li> </ul>

### 3 条例で基準を定めるに当たっての基本的な考え方

基準を定めるに当たって、厚生労働省令で定められた基準の内容について、利用者サービスの向上及び事業の適正かつ安定的な実施の観点から検討したところ、概ね現在の国の基準を引き続き条例上の基準とすることが適当と考えています。具体的には以下のとおりです。

- ①「従うべき基準」については、省令で定められていた基準を充たしたうえで、より厳格化することは可能であるが、これまで適切な事業運営が行われてきたこと、また、事業者には過大な負担を強いることは適当ではないことから国の基準どおりとする。
- ②「標準」について、利用定員は、既に離島等の特例もあり、地域の実情に応じた設定が可能になっていること、さらに、報酬上の裏付けのないまま利用定員のみを引き下げた場合には、事業者の安定的な運営に支障が生じるおそれがあり、国の基準どおりとする。
- ③「参酌すべき基準」については、省令において詳細な運営基準が定められており、これは、事業者の主体的な運営と利用者の権利・利益の確保の両面から考えると、下記4の事項を除き、必要にして十分なものと考えられる。

### 4 県独自基準について

本県においては、過去に幾多の災害を経験しており、今後とも、地形的及び地勢的要因から発災のリスクが依然高いことから、非常災害対策について、より入念な規定を設けることを検討しています。

《参考～非常災害対策》

☆現行基準省令（障害者支援施設）

**第四十四条** 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

**2** 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

障害福祉サービス事業の人員、整備及び運営に関する基準区分表

従うべき基準●、標準とすべき基準☆ 参酌すべき基準○

	居宅介護、 重度訪問介護、 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等 包括支援	共同生活介護	自律訓練 (機能訓練)	自律訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	共同生活援助	
従業者の員数	● 5	● 7	● 50	● 78	● 115	● 127	● 138	● 156	● 166	● 175,176	● 186	● 199	● 208
管理者	● 6	● 7	● 51	● 80	● 116	● 128	● 139	● 157	● 167	● 177	● 187	● 199	● 209
従たる事業所の従業者の特例 常時1人の従業者の従事			● 79					● 157	● 167	● 177	● 187	● 199	
居室、病室の設置			● 52①	● 117④		● 140⑤		● 168③					● 210
一人あたり床面積(居室面積)				● 117⑤		● 140⑦		● 168③					● 210
入居定員					☆ 140④								☆ 210
設備、備品	○ 8	○ 8	○ 52	○ 81	○ 117	○ 129	○ 140	○ 158	○ 168	○ 178,179	○ 188	○ 200	○ 210
サービス内容説明及び同意	● 9	● 43	● 76	● 93	● 125	● 136	● 154	● 162	● 171	● 184	● 197	● 202	● 213
契約支給量	○ 10	○ 43	○ 53	○ 93		○ 136		○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	
提供拒否禁止	● 11	● 43	● 76	● 93	● 125	● 136	● 154	● 162	● 171	● 184	● 197	● 202	● 213
市町村等との連絡調整	○ 12	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
サービス提供困難時対応	○ 13	○ 43		○ 93	○ 125	○ 136		○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	
受給資格等確認	○ 14	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
認定申請援助	○ 15	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
心身状況等把握	○ 16	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
他事業者等との連携	○ 17	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
身分証携帯	○ 18	○ 43				○ 136		○ 162	○ 171				
サービス提供記録	○ 19	○ 43	○ 53-2	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 169-2	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
金銭支払い範囲	○ 20	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
利用料等受領	○ 21	○ 43	○ 54	○ 82	○ 120	○ 136	○ 143	○ 159	○ 170	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
利用者負担管理	○ 22	○ 43	○ 55	○ 93	○ 125		○ 144	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
給付額の利用者への通知	○ 23	○ 43	○ 56	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
基本取扱方針	○ 24	○ 43	○ 57	○ 93	○ 121	○ 133	○ 145	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
具体的取扱方針	○ 25	○ 43	○ 57	○ 93	○ 121	○ 133	○ 145	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
個別支援計画の作成	○ 26	○ 43	○ 58	○ 93		○ 134	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
同居家族サービス提供の禁止	● 27	● 43				● 132②							
緊急時対応	○ 28	○ 43	○ 64	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
利用者に関する市町村通知	○ 29	○ 43	○ 65	○ 88	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
管理者等の責務	○ 30	○ 43	○ 59, 66	○ 93	○ 125	○ 136	○ 146	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
運営規程	○ 31	○ 43	○ 67	○ 89	○ 123	○ 135	○ 149	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
介護等の総合的な提供	○ 32	○ 43											
勤務体制確保	○ 33	○ 43	○ 68	○ 93	○ 125		○ 150	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 212
衛生管理	○ 34	○ 43	○ 71	○ 90	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
掲示	○ 35	○ 43	○ 72	○ 92	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
秘密保持	● 36	● 43	● 76	● 93	● 125	● 136	● 154	● 162	● 171	● 184	● 197	● 202	● 213
情報提供	○ 37	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
利益供与の禁止	○ 38	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
苦情解決	○ 39	○ 43	○ 76	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
事故発生時対応	● 40	● 43	● 76	● 93	● 125	● 136	● 154	● 162	● 171	● 184	● 197	● 202	● 213
会計区分	○ 41	○ 43		○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
記録整備	○ 42	○ 43	○ 75	○ 93	○ 125	○ 136	○ 154	○ 162	○ 170-2	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
相談及び援助			○ 60	○ 93	○ 125		○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
看護等医学的管理			○ 62										
従業者以外によるサービス禁止			● 62⑤	● 83⑥			● 147③	● 160④	● 171	● 184	● 197	● 202	● 211②
その他のサービス提供			○ 63										
定員遵守			○ 69	○ 93	○ 124		○ 152	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
非常災害対策			○ 70	○ 93	○ 125		○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
身体拘束の禁止等			● 73	● 93	● 125		● 154	● 162	● 171	● 184	● 197	● 202	● 213
地域との連携			○ 74	○ 93	○ 125		○ 154	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
介護等の適切なサービス提供				○ 83	○ 122								
生産活動				○ 84					○ 184		○ 202		
工賃支払い				● 85					● 184		● 201		
適切な食事の提供				○ 86				○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	
健康管理				○ 87	○ 125			○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	
協力医療機関				○ 91	○ 125		○ 153	○ 162	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	○ 213
サービスの開始と終了				○ 118									
サービスの実施主体					○ 130					○ 189			
入退去							○ 141						○ 213
入退去の記録の記載				○ 119			○ 142						○ 213
介護・家事等							○ 147						○ 211
社会生活上の便宜の供与							○ 148						○ 213
他機関連携など支援体制の確保							○ 151						○ 213
訓練			○ 61					○ 160	○ 171	○ 184	○ 197	○ 202	
地域生活への移行支援								○ 161	○ 171				
実習の実施										○ 180	○ 193	○ 202	
求職活動支援										○ 181	○ 194	○ 202	
職場定着支援										○ 182	○ 195	○ 202	
就職報告										○ 183			
雇用契約											● 190		
就労機会の提供											○ 191		
賃金及び工賃											● 192		
従業者以外の雇用の制限											○ 196		
社会福祉事業専門要件											● 189		

基準省令上の障害福祉サービス事業等の利用定員

	療養介護	生活介護	自律訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	多機能事業所	うち各事業定員
最低定員	20	20	20	20	10	20	20	6又は10
特例		離島等10	離島等10	離島等10		離島等10	離島等10	1以上
報酬最低区分	40	20	20	20	20	20	20	

	グループホーム	ケアホーム	障害者支援施設	地域活動支援センター	福祉ホーム
最低定員	4	4	30	10	5
特例			併設10		
報酬最低区分	—	—	40	—	—

※) 離島等とは、離島振興法、山村振興法、過疎法等の対象地域